

静岡県警察職員の術科技能等の検定に関する訓令

(平成5年3月12日県本部訓令第9号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県警察職員の術科技能等の検定（以下「検定」という。）を適正かつ効率的に行うとともに、その普及を図るために必要な事項を定めるものとする。

(検定)

第2条 検定は、次に掲げる警察業務の遂行に必要な技能及び能力について実施するものとする。

- (1) 柔道、剣道及び逮捕術
- (2) 拳銃操法
- (3) 救急法
- (4) 鑑識
- (5) 情報処理
- (6) 車両運転

(審査会の設置)

第3条 検定を適正かつ効率的に行うため、県本部に、検定の種別（車両運転技能検定を除く。）に応じて検定審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

(検定の実施者等)

第4条 検定の実施及び合格者の決定は、検定に係る業務を主管する課長（以下「業務主観課長」という。）が行うものとする。

(合格の取消し)

第5条 業務主管課長は、検定の合格者としてふさわしくない行為があった場合には、その者の合格を取り消すことができる。

(細目的事項)

第6条 この訓令に定めるもののほか、各検定の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

(既存段級位の取扱い)

- 2 静岡県警察術科技能検定規程（昭和29年県本部訓令第28号）、静岡県警察柔剣道段級位検定規程（昭和34年県本部訓令第14号）及び静岡県警察鑑識技能検定に関する訓令（昭和42年県本部訓令第16号）に基づく段級位を既に取得している者については、この訓令に基づく検定に合格したものとみなす。

(警察大学校等における取得段級位の取扱い)

- 3 警察大学校、管区警察学校等において段級位を取得した者については、この訓令に基づく検定に合格したものとみなす。

(既存訓令の廃止)

- 4 静岡県警察術科技能検定規程（昭和29年県本部訓令第28号）、静岡県警察柔剣道段級位検定規程（昭和34年県本部訓令第14号）及び静岡県警察の体力検定等に関する訓令（昭

和63年県本部訓令第6号)並びに静岡県警察鑑識技能検定に関する訓令(昭和42年県本部訓令第16号)については、廃止する。

附 則(平成5年12月22日県本部訓令第30号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月3日県本部訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年10月2日県本部訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月12日県本部訓令第9号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月8日県本部訓令第57号)

この訓令は、平成20年12月8日から施行する。

附 則(平成26年7月1日県本部訓令第17号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。